

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月 28 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第49号

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟県児童福祉施設規則（平成15年新潟県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 （略）</p> <p><u>（指定管理者の指定の申請）</u></p> <p>第13条 <u> 条例第 8 条第 1 項の規定による申請は、別記第 3 号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</u></p> <p><u>（1） 新星学園の管理の業務に関する事業計画書</u></p> <p><u>（2） 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>（3） 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>（4） 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></p> <p>第14条 （略）</p> <p>第 2 号様式 （略）</p> <p>第 3 号様式（第13条関係）</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 社会福祉法人の名称</p> <p>代 表 者 の 氏 名 ㊤</p> <p>新潟県新星学園の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県児童福祉施設条例第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類</p> <p>3 申請の日の属する事業年度の前事業年度に</p>	<p>第12条 （略）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>第 2 号様式 （略）</p>

おける事業報告書その他の社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類  
4 その他知事が必要と認める書類

**第2条** 新潟県児童福祉施設規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">（施設の名称及び入所定員）</p> <p><b>第2条</b> 施設の名称及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県新星学園</td> <td style="text-align: center;">20人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（措置による入所及び退所）</p> <p><b>第3条</b> <u>知事又は施設長（施設（新潟県新星学園（以下「新星学園」という。）を除く。）の長をいう。（以下同じ。）は、児童相談所長から児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定による施設への入所について協議を受けた場合又は市町村長から法第21条の6、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>知事又は施設長は、前項の規定により入所した者の家庭環境、能力、指導効果等を勘案し、施設を退所させることが適当と認める者については、その旨を児童相談所長又は市町村長に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（入所の申込み）</p> <p><b>第4条</b> 新星学園又は新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）（以下「学園等」と総称する。）に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>知事又はセンターの長（以下「知事等」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付</p>	施設の名称	入所定員	新潟県新星学園	20人	（略）		<p style="text-align: center;">（施設の名称及び入所定員）</p> <p><b>第2条</b> 施設の名称及び入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県新星学園</td> <td style="text-align: center;">50人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（措置による入所及び退所）</p> <p><b>第3条</b> <u>施設の長（以下「施設長」という。）は、児童相談所長から児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定による施設への入所について協議を受けた場合又は市町村長から法第21条の6、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 施設長は、前項の規定により入所した者の家庭環境、能力、指導効果等を勘案し、施設を退所させることが適当と認める者については、その旨を児童相談所長又は市町村長に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（入所の申込み）</p> <p><b>第4条</b> <u>新潟県新星学園（以下「新星学園」という。）又は新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）（以下「学園等」と総称する。）に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>学園等の長（以下「園長等」という。）</u>に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付</p>	施設の名称	入所定員	新潟県新星学園	50人	（略）	
施設の名称	入所定員												
新潟県新星学園	20人												
（略）													
施設の名称	入所定員												
新潟県新星学園	50人												
（略）													

しなければならない。ただし、知事等が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(入所の承認等)

**第5条** 知事等は、前条の入所承認申込書の提出があったときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。

2 知事等は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。

3 知事等は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、知事等が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(退所)

**第7条** 知事等は、入所者（新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 知事等は、入所者（新星学園において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

**第12条** (略)

(指定管理者による管理)

**第13条** 条例第5条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に新星学園の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定

しなければならない。ただし、園長等が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(入所の承認等)

**第5条** 園長等は、前条の入所承認申込書の提出があったときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。

2 園長等は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。

3 園長等は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、園長等が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(退所)

**第7条** 園長等は、入所者（新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 園長等は、入所者（新星学園において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長等が定める学園等の運営に関する規程に著しく違反した場合

**第12条** (略)

管理者」とする。

2 指定管理者の管理の場合における第4条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事等」とあるのは、「指定管理者等」とする。

3 指定管理者の管理の場合における第6条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「県」とあるのは「指定管理者」とする。

4 指定管理者の管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

#### 第14条 (略)

(委任等)

**第15条** この規則に定めるもののほか、施設(新星学園を除く。)の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て施設長が定める。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、新星学園の管理に関し必要な事項は、知事が新星学園の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

#### 別記

##### 第1号様式 (第4条関係)

入所承認申込書(障害児通所支援等用)

(略)

新潟県知事 様  
(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)  
(略)

##### 第2号様式 (第4条関係)

入所承認申込書(短期入所用)

(略)

新潟県知事 様  
(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)  
(略)

##### 第3号様式 (第14条関係)

指定管理者指定申請書

(略)

#### 第13条 (略)

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て施設長が定める。

#### 別記

##### 第1号様式 (第4条関係)

入所承認申込書(障害児通所支援等用)

(略)

新潟県新星学園長 様  
(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)  
(略)

##### 第2号様式 (第4条関係)

入所承認申込書(短期入所用)

(略)

新潟県新星学園長 様  
(新潟県はまぐみ小児療育センター所長)  
(略)

##### 第3号様式 (第13条関係)

指定管理者指定申請書

(略)

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。